

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（278）」
2. 日時：平成29年8月10日 14時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 炉心損傷後における対応手順のうち、常設低圧代替注水系ポンプ及び代替循環冷却系ポンプによるスプレイ停止並びに格納容器ベント停止の判断基準については、数値等の根拠を示すとともに他手順との関係を整理した上で、格納容器の過圧破損防止に係る短期・長期手順の成立性を整理して提示すること。
- 有効性評価における炉心損傷及び原子炉圧力容器破損後の「事故対応の流れ」で「常設低圧代替注水系ポンプによる格納容器スプレイを一旦停止後、格納容器圧力等の上昇により再起動して格納容器スプレイ（一時的）を行う」としているが、技術的能力側の手順では記載がないことから本手順の位置づけ及び再起動する場合の考え方を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」

る審査基準」への適合状況について (1.7)